NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU
長島・大野・常松 法律事務所

NO&T Data Protection Legal Update
個人情報保護・データプライバシーニュースレター

2025 年 1 月　No.52

個人情報保護・プライバシー
2024 年の振り返りと 2025 年の展望　～欧州編～

弁護士 森 大樹（長島・大野・常松法律事務所）
弁護士 早川 健（長島・大野・常松法律事務所）
弁護士 関口 朋宏（長島・大野・常松法律事務所（Gleiss Lutz 出向中））
弁護士 灘本 宥也（長島・大野・常松法律事務所）

1　法令改正・立法（EU）

EU においては、引き続きデータ・AI 等に関連して多岐にわたる法令改正・立法の動きがありますが、そのうち、2024 年の主な法令改正及び立法に関する動向は以下のとおりです。

(1)　GDPR に関連する法令改正・立法等

①　新 SCC に関する意見募集を開始する意向の公表

2024 年 9 月 12 日、欧州委員会は、EU 域内に所在するデータ輸出者が、GDPR の域外適用を受ける EU 域外のデータ輸入者に対して個人データを移転する場合に用いることができる Standard Contractual Clauses（標準契約条項、SCC）についての意見募集を開始する予定であることを公表しました。欧州委員会によれば、同 SCC の意見募集は、2024 年第 4 四半期に実施され、2025 年第 2 四半期に承認される予定であるとされていましたが、現時点で意見募集は開始されておらず、同 SCC の案文は公表されていません。

(2)　データに焦点を当てた法令改正・立法

①　データ法（Data Act）

2024 年 1 月 11 日にデータ法（Regulation on harmonised rules on fair access to and use of data）が発効しました。同法は、IoT 機器の普及を踏まえて、データのポータビリティの強化やデータの提供者と受領者の関係を規律するルールの整備により、データの生み出す価値を公平に分配することを目的とする規則で、2025 年 9 月 12 日から適用が開始されます。同法については、2024 年 9 月 6 日、欧州委員会から FAQ が公表されており、データ法の適用範囲を含め、条文上必ずしも明らかではない多くの論点について見解が示されています。

(3)　AI 関連の法令改正・立法

①　AI 法（AI Act）

2024 年 8 月 1 日に AI 法（Regulation laying down harmonised rules on artificial intelligence）が発効しました。同法は、生成 AI を含む AI に関する包括的な規制法であり、AI システムを①許容できないリスク、②ハイリスク、③特定の透明性が必要なリスク、④最小リスクの 4 つのカテゴリに分類し、リスクがより高い AI システムについて、より厳格な要件を定めています。分類①に該当し、利用が禁止される AI に関する規制等は 2025 年 2 月 2 日から、生成 AI を典型とする汎用目的 AI（General Purpose AI）モデルに関する規制等は同年 8 月 2 日から、残りの多くの規定は 2026 年 8 月 2 日から適用が開始されることになります。

なお、欧州委員会は、2024 年 5 月 29 日、AI 法の施行の支援を目的とした AI オフィス（the European Artificial intelligence Office）を同委員会内に設立したと公表しました。AI オフィスは、AI 法の実施（特に汎用目的 AI モデルに関する同法の実施）において重要な役割を果たす予定であるとされています。

② 汎用目的 AI モデルに関する Q&A 及び行動規範（Code of Practice）案

AI オフィスは、2024 年 11 月 14 日に、AI 法における汎用目的 AI モデルの定義、汎用目的 AI モデルの提供事業者の義務等について明確化する Q&A を公表しました。

また、AI オフィスは、2024 年 11 月 14 日に汎用目的 AI モデルに関する行動規範の第 1 次ドラフトを公表し、その後 2024 年 12 月 19 日に第 2 次ドラフトを公表しました。AI オフィスが公表している暫定的なスケジュールによれば、同行動規範は、2025 年 4 月までに最終案が公表され、2025 年 5 月以降に欧州委員会において実施法（Implementing Act）を通じて承認される見込みとなっています。この行動規範は、汎用目的 AI モデルを提供する事業者及びシステムリスクを有する汎用目的 AI モデルを提供する事業者に対する AI 法のルールについて詳細に規定するものであり、事業者にとって AI 法への準拠を実証するための中心的なツールとなるべきであるとされています。

③ AI 協定（AI Pact）

2024 年 7 月 22 日、欧州委員会は、AI 協定のドラフトを公表しました。同協定は、AI 法の適用開始までの移行期間に、企業に対して AI 法上の義務への自主的な遵守を求めるものであり、参加企業間がベストプラクティスの意見交換をするための場を提供する第 1 の柱と、参加企業による AI 法上の義務の早期遵守を促すための枠組みとなる第 2 の柱を中心に構成されています。欧州委員会は、同年 9 月 25 日、AI 協定及び同協定に付属する自主的な誓約に 100 社以上の企業が署名したと発表しています。

④ 製造物責任指令

2024 年 12 月 8 日に、新たな製造物責任指令（EU Directive on Liability for Defective Products）が発効しました。新指令[1]は、デジタル時代の製品とその関連リスクの性質を反映した責任規定に更新すること等を目的として従前の製造物責任指令を改正するものであり、アプリケーション、オペレーティングシステム（OS）、AI システムを含むあらゆる種類のソフトウェアが新指令の適用対象となることが明確化されています。EU 加盟国は 2026 年 12 月 9 日までに同指令を国内法に組み込む必要があり、同指令は 2026 年 12 月 9 日以降に市場に投入された製品に適用されることになります。

(4) デジタル市場関連の法令改正・立法

① デジタルサービス法（Digital Services Act）

2024 年 2 月 17 日に、デジタルサービス法（Regulation on a Single Market For Digital Services（Digital Services Act））の全ての対象事業者に対する適用が開始されました。同法は、オンラインプラットフォーム等の仲介サービスを対象として、事業者の違法コンテンツへの対策に関する責任等を定め、ユーザーの保護を強化するとともに、サービスの透明性やアカウンタビリティを高める枠組みを提供するものです。

② デジタル市場法（Digital Markets Act）

2024 年 3 月 7 日に、2023 年 9 月 6 日に欧州委員会に指定されたゲートキーパー[2]に対するデジタル市場法（Regulation on contestable and fair markets in the digital sector（Digital Markets Act））に基づく義務の

[1] EU における「指令（directive）」は、加盟国国内法の立法なしに、加盟国の企業や個人に対して直接適用されず、加盟国の政府に対して当該指令に定める政策目標を期限内に達成するための国内立法等の措置を取ることを義務付けるルールを意味するものです。

[2] Apple、Alphabet、Meta、Amazon 及び Microsoft and ByteDance の 6 社が指定されていました（Digital Markets Act: Commission designates six gatekeepers）。その後、欧州委員会は、2024 年 4 月 29 日に iPadOS について Apple をゲートキーパーに指定し（それ以前は Apple のオペレーティングシステムについては iOS のみが対象とされていました。）（Apple's iPadOS under the Digital Markets Act）、2024 年 5 月 13 日に Booking.com について Booking をゲートキーパーに指定しています（Commission designates Booking as a gatekeeper）。なお、ゲートキーパーに追加的に指定された企業については、それぞれ指定から 6 か月間、義務遵守のための期間が与えられています。

適用が開始されました。同法は、公正で開かれたデジタル市場を実現することを目的とし、一定の基準を満たすオンラインプラットフォームをゲートキーパーとして指定した上で、ゲートキーパーが遵守すべき義務を規定するものです。

③　欧州デジタル ID フレームワークの確立に関する改定規則

2024 年 5 月 20 日に、欧州デジタル ID フレームワークの確立に関する改定規則（European Digital Identity Regulation）が発効しました [3]。2014 年 7 月に制定され、2016 年 7 月に発効した域内市場における電子取引のための電子的本人確認及びトラストサービスに関する規則（eIDAS 規則）では、EU 域内で相互運用可能なデジタル ID の発行・提供が加盟国の義務ではなく、任意とされていたため、デジタル ID の普及が十分に進まなかったことを踏まえ、新たな規則では、加盟国に対し、国のデジタル ID と他の個人属性（運転免許証、銀行口座等）の証明をリンクさせることのできるデジタルウォレットを市民や企業に提供することが義務付けられています。

④　デジタル公正性に関するフィットネスチェック（Digital Fairness Fitness Check）にかかる報告書の公表

2024 年 10 月 3 日、欧州委員会は、デジタル公正性に関するフィットネスチェックにかかる報告書を公表しました。同フィットネスチェックは、具体的には、デジタル環境における高度な消費者保護を確保するために、現行の EU の消費者保護法令 [4]が目的に適っているかどうかを評価するものです。この報告書では、現行の EU の消費者保護法は、デジタル環境における現在及び新たに発生している消費者被害への対策として十分な効果を発揮していないことが指摘されています。この報告書は、欧州委員会がデジタル公正法（Digital Fairness Act）と呼ばれる新たな EU 消費者法の策定に着手する意向を後押しするものといえます。

(5)　サイバーセキュリティ関連の法令改正・立法

①　改正ネットワーク及び情報システム指令、重要事業体のレジリエンスに関する指令

2023 年 1 月 16 日に発効した改正ネットワーク及び情報システム指令（NIS2 指令）（Directive on measures for a high common level of cybersecurity across the Union）、及び、重要事業体のレジリエンスに関する指令（CER 指令）（Directive on the resilience of critical entities）により、EU 加盟国は、これらの指令に対応する国内法を 2024 年 10 月 17 日 [5]までに制定する必要があるとされていました。なお、NIS2 指令は、サイバーセキュリティリスクの対策に関する措置及び報告義務のベースラインを定める指令であり、CER 指令は、重要事業体のレジリエンスの強化に関する国家戦略の策定や定期的なリスク評価の実施、重要事業体の特定等の加盟国の義務等を定める指令です。

しかし、上記の期限までに国内法の整備が進んでいない国が多く、NIS2 指令については、2024 年 11 月 28 日に、欧州委員会が、完全な国内法化が完了していないとして 23 の加盟国 [6]に通知を送付し、2 か月以内に国内法化を完了し欧州委員会に実施した措置を通知するよう求めたことを公表しました。

②　サイバーレジリエンス法（Cyber Resilience Act）

2024 年 12 月 10 日に、サイバーレジリエンス法（Regulation on horizontal cybersecurity requirements for products with digital elements）が発効しました。同法は、デジタル要素を含むソフトウェアやハードウェア製品を購入する消費者や企業を保護することを目的として、デジタル要素を含む製品についてセキュリティ要件の実

[3] 2024 年 11 月 28 日には、欧州委員会が欧州デジタル ID ウォレットの国境を越えた利用に関する技術標準を採択しました（Commission adopts technical standards for cross-border European Digital Identity Wallets | Shaping Europe's digital future）。

[4] 具体的には、不公正商行為指令（Unfair Commercial Practices Directive）、消費者権利指令（Consumer Rights Directive）及び不公正契約条項指令（Unfair Contract Terms Directive）の有効性を評価しています。

[5] なお、同日には、欧州委員会が重要な事業体及びネットワークのサイバーセキュリティに関する初の実施規則を採択しました（New rules to boost cybersecurity of EU's critical entities）。この実施規則では、サイバーセキュリティのリスク管理措置の詳細に加えて、インシデントが重大（significant）と見なされ、デジタルインフラやデジタルサービスを提供する企業がインシデントを各国当局に報告すべき場合について規定されています。

[6] ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、キプロス、ラトビア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン

装、脆弱性の管理、インシデント報告、サプライチェーンにおけるデューデリジェンスの実施等を求めるものです。2026 年 9 月 11 日から脆弱性／インシデントの報告義務に関する部分の適用が開始され、2027 年 12 月 11 日から全面的に適用されます。

③　サイバー連帯法案（Cyber Solidarity Act）

2024 年 12 月 2 日に、EU 理事会は、サイバー連帯法案を採択しました。同法案は、EU 全域のサイバーセキュリティを強化するために、各国、政府機関、主要組織の間で、法的に裏付けられた集団防衛、協力、リソース共有の枠組みを提供することを主な目的とするものです。サイバー連帯法（Regulation laying down measures to strengthen solidarity and capacities in the Union to detect, prepare for and respond to cyber threats and incidents）は、2025 年 1 月 15 日に官報に掲載されており、2025 年 2 月 4 日に発効する予定です。

④　2019 年サイバーセキュリティ法（Cybersecurity Act of 2019）の改正

2024 年 12 月 2 日に、EU 理事会は、2019 年サイバーセキュリティ法の改正法案を採択しました。同改正法は、2019 年サイバーセキュリティ法で既にカバーされている情報技術（ICT）製品、ICT サービス、及び ICT プロセスに加えて、いわゆるマネージドセキュリティサービス（managed security service）[7]を対象とした欧州認証スキームの採用を可能とすることを目的としています。改正法（Amendment to the Cybersecurity Act on Managed Security Services）は、2025 年 1 月 15 日に官報に掲載されており、2025 年 2 月 4 日に発効する予定です。

(6) その他の個別セクターについての法令改正・立法

①　欧州ヘルスデータスペース（European Health Data Space）に関する規則

2024 年 4 月 24 日、欧州議会は、欧州ヘルスデータスペースに関する規則案を承認しました。同日、欧州委員会は、欧州議会による同規則案の承認を歓迎すると発表し、同規則に関する Q&A を公表しました。同規則は、個人の電子健康データへのアクセスと管理を改善することを目的としており、同時に、欧州の患者の利益のために、特定のデータを研究やイノベーションの目的で再利用できるようにすることを目指しています。

2025 年 1 月 21 日に、EU 理事会は同規則案を採択しました。今後は、EU 理事会と欧州議会によって正式に署名された後、官報に掲載されてから 20 日後に発効する予定です。

2　法令改正・立法（英国）

2024 年の英国における主な法令改正及び立法に関する動向は以下のとおりです。

(1)　UK GDPR 関連の法令改正・立法

2024 年 10 月 23 日に UK GDPR 及び 2018 年データ保護法等の改正に向けたデータ（利用及びアクセス）法案（Data (Use and Access) Bill）が議会に提出されました[8]。英国政府は、経済成長、英国の公共サービスの改善、人々の生活を容易にすることが同法案の主な目的であるとしており、同法案では、たとえば、クッキーにかかる本人同意が不要な場合の拡大とクッキーにかかる法令違反時の制裁金の引き上げ[9]、データの越境移転についての規定の修正、監督機関の組織・権限の変更等が規定されています。

---

[7] 一般に、企業や組織の情報セキュリティシステムの運用管理を、社外のセキュリティ専門企業等が請け負うサービスをいいます。

[8] 2023 年にもデータ保護・デジタル情報法案（The Data Protection and Digital Information Bill）が提出されていましたが、当該法案は成立に至らず廃案となりました。

[9] 英国ではクッキーについては、Privacy and Electronic Communications (EC Directive) Regulations 2003（PECR）が規律しており、現在は同法に違反した場合の制裁金の上限が 50 万ポンドであるのに対して、データ（利用及びアクセス）法案が成立した場合、UK GDPR 及び 2018 年データ保護法に違反した場合と同様に、制裁金の上限が最大で 1,750 万ポンド又は全世界における年間売上の 4%のいずれか高い方に引き上げられます。

(2) AI 関連の法令改正・立法

2023 年 11 月に AI に関する政策の調整等を行う当局の設置や、AI に関する規則を制定する閣内大臣の義務等を定める AI 法案（Artificial Intelligence (Regulation) Bill）が議会に提出されていましたが、2024 年には同法案は成立に至らず廃案になりました。このため、2024 年 7 月 17 日の国王演説において、英国政府が AI モデルを開発するための適切な法令の制定を模索する旨が述べられたものの、現時点では AI に関する包括的な法令は存在せず、UK GDPR 等の各分野の法令が AI に関して規律することになっています [10]。

(3) デジタル市場関連の法令改正・立法

2024 年 5 月 24 日には、競争・市場庁の権限強化、サブスクリプション契約に関する消費者保護等を定めるデジタル市場、競争及び消費者法（Digital Markets, Competition and Consumers Act）が成立し、2025 年 1 月 1 日に施行されました。

(4) サイバーセキュリティ関連の法令改正・立法

① サイバーセキュリティ及びレジリエンス法案（Cyber Security and Resilience Bill）

2024 年 7 月 17 日の国王演説において、英国政府は 2025 年にサイバーセキュリティ及びレジリエンス法案を議会に提出する意向であることを公表しました。この法案自体はまだ公表されていませんが、英国の経済およびインフラをより良く保護するために、英国のサイバーセキュリティに関する分野横断的な法規制を強化することを目的とするとされています。

② 製品セキュリティ及び通信インフラストラクチャー法（Product Security and Telecommunications Infrastructure Act 2022）

2024 年 4 月 29 日に、製品セキュリティ及び通信インフラストラクチャー法（Product Security and Telecommunications Infrastructure Act 2022）が施行されました [11]。この法令は、インターネットやローカルネットワークへの接続機能を有する製品の製造者等に対して、サイバーセキュリティ確保のための一定の義務を課すものです。

3 当局ガイダンス等

2024 年に EU 及び英国で採択又はアップデートされた主なガイダンス等（意見、ガイドライン、報告書等を含む。）は以下のとおりです。

(1) EU

No.	採択/公表日	タイトル
1.	2 月 13 日	GDPR4 条 16 項(a)に基づく EU 域内のデータ管理者の主たる拠点の概念に関する意見（EDPB）
2.	4 月 17 日	大規模オンラインプラットフォームによる Consent or Pay モデルの文脈における有効な同意に関する意見（EDPB）
3.	6 月 19 日	法執行指令（Law Enforcement Directive）37 条に関するガイドライン（EDPB）
4.	7 月 16 日	米欧データ・プライバシー・フレームワーク（EU-U.S. Data Privacy Framework、以下「DPF」といいます。）に関する事業者向け FAQ（EDPB）
5.	7 月 16 日	DPF に関する欧州の個人向け FAQ（EDPB）

[10] 英国における AI についての規制状況の概観については、以下の英国議会のウェブサイトもご参照ください。
https://post.parliament.uk/artificial-intelligence-ethics-governance-and-regulation/#heading-1

[11] 2024 年 4 月 29 日に施行されたのは同法の第 1 部（第 1 条から第 56 条）であり、他の条項については異なる施行日が設定されている場合があります。

6.	10 月 7 日	e プライバシー指令 5 条 3 項の技術的範囲に関するガイドライン（EDPB）
7.	10 月 8 日	GDPR6 条 1 項(f)に基づく個人データの処理に関するガイドライン案（EDPB）
8.	12 月 2 日	GDPR48 条に関するガイドライン案（EDPB）
9.	12 月 17 日	AI モデルの文脈における個人データの処理に関するデータ保護の側面に関する意見（EDPB）

(2) 英国

No.	公表日	タイトル
1.	2 月 16 日	コンテンツモデレーション及びデータ保護に関するガイダンス（ICO）
2.	3 月 4 日	生体データに関するガイダンス：生体認証（ICO）
3.	3 月 18 日	データ保護制裁金に関するガイダンス（ICO）
4.	5 月 14 日	ランサムウェア事案における支払を検討する組織のためのガイダンス（NCSC）
5.	2025 年 1 月 23 日	Consent or Pay モデルに関するガイダンス（ICO）

4 当局による執行事例等

(1) 主な執行事例及び判断

2024 年の EU 及び英国における主な執行事例及び判断は以下のとおりです。

No.	日付	データ保護当局	事業者	処分内容
1.	1 月 23 日 [12]	フランス	AMAZON FRANCE LOGISTIQUE	倉庫で勤務する従業員の行動モニタリングが過度なものであり処理の適法性を欠きデータの最小化の原則に反する等として 3,200 万ユーロの制裁金
2.	5 月 16 日	オランダ	Clearview AI Inc.	法執行機関等向けサービスにおける個人データの処理について適法な法的根拠を欠き、また求められるデータ主体への情報提供も行われていなかったとして 3,050 万ユーロの制裁金（同社に対しては既に 2022 年 10 月にフランスが 2,000 万ユーロの制裁金）
3.	8 月 7 日	イギリス	Advanced Computer Software Group Ltd	サイバー攻撃により約 8 万 3,000 人の個人データ（センシティブな個人データを含む）が漏えいした事案について処理者として個人データの適切な保護措置をとっていなかったとして 609 万ポンドの制裁金（暫定）
4.	8 月 26 日	オランダ	Uber	欧州のタクシー運転手の個人情報を米国に対して適切な保護措置をとらずに移転したことについて 2 億 9,000 万ユーロの制裁金
5.	9 月 27 日	アイルランド	Meta Platforms Ireland Limited	特定のユーザーのパスワードについて暗号化による保護をせずに誤って社内シス

[12] 公表日であり、決定は 2023 年 12 月 27 日。

				テムに「平文(plain text)」で保存していたことについて適切な安全管理措置を確保していなかったとして 9,100 万ユーロの制裁金
6.	10 月 24 日	アイルランド	LinkedIn Ireland Unlimited Company	行動分析及びターゲティング広告について透明性、公正性及び適法性に関する違反があるとして 3 億 1,000 ユーロの制裁金
7.	11 月 2 日	イタリア	OpenAI OpCo LLC	適切な法的根拠を特定せずにユーザーの個人データを AI の学習用データとして処理し、透明性の原則及びユーザーに対する情報提供義務に違反したとして 1,500 万ユーロの制裁金
8.	12 月 17 日	アイルランド	Meta Platforms Ireland Limited	約 300 万人の EU/EEA（世界で約 2,900 万人）の個人が影響を受けたデータ侵害について 2 億 5,100 万ユーロの制裁金

(2) 主な裁判例

2023 年の EU における主な裁判例は以下のとおりです。

No.	日付	裁判所	判旨
1.	1 月 25 日	欧州司法裁判所	・ GDPR82 条 1 項に基づく財産的損害及び非財産的損害の賠償請求について、同条は抑止的な機能を有するものではなく補償的な機能を有するものであって、損害賠償を請求する者は損害の発生を示さなければならない。個人データを含む書面が権限のない第三者に提供されて当該第三者が個人データに気付いていなかったような場合は、データ主体が将来的な悪用を恐れるというだけでは、非財産的な損害が存在するとはいえない。 【関連する裁判例】[13] ・ 4 月 11 日の欧州司法裁判所：GDPR で定めるデータ主体の権利に係る条項違反それ自体では GDPR82 条 1 項の非財産的損害の損害賠償請求には不十分であり、損害の発生を示さなければならない。 ・ 6 月 20 日の欧州司法裁判所：GDPR82 条 1 項の損害の額の決定には GDPR83 条の制裁金の基準を準用する必要はない。
2.	3 月 7 日	欧州司法裁判所	・ 業界組織（IAB Europe）による、GDPR に基づく同意又は不同意及び GDPR の透明性義務の遵守を書面化する透明性及び同意フレームワークにおいて、ユーザーの選好を記号化した Transparency and Consent String（TC ストリング）は、当該組織自身では IP アドレス等と結びつけられないものの、他の組織が提供すべきこととされている情報によって合理的な方法により特定の自然人を識別できるため GDPR 上の「個人データ」に該当する。
3.	3 月 7 日	欧州司法裁判所	・ （裁判所への犯罪歴の開示請求の事案において、）口頭による個人データの開示は GDPR 上の「処理」に該当し、また、個人

[13] この他にも、2024 年 6 月 20 日の、本文で紹介しているものとは別の欧州司法裁判所や、同年 10 月 4 日の欧州司法裁判所の裁判例においても同様の判断が示されています。

			の裁判記録に含まれている情報は、実体的適用範囲を定めるGDPR2 条 1 項に関して、「ファイリングシステム（filing system）」の一部を構成する。
4.	7 月 11 日	欧州法裁判所	・ GDPR80 条 2 項は、「処理の結果」としてデータ主体の権利が侵害されたと判断する場合に一定の非営利団体等がデータ主体からの委任なくデータ主体を代表して訴訟等を提起できると規定している。これらの組織等が個人データの処理の過程で管理者の GDPR12 条前段や 13 条 1 項(c)及び(e)に基づくデータ主体への情報提供義務の違反があったと判断する場合にも、当該要件を満たす。
5.	9 月 12 日	欧州司法裁判所	・ 投資ファンドのパートナーが、当該ファンドの間接的持分を信託会社を通じて有するすべてのパートナーの氏名・住所の開示を信託会社に求めている場合、GDPR6 条 1 項(b)に依拠できるのは、その処理が当該パートナーに対して意図された契約上の義務に必須の目的のために客観的に不可欠である場合に限られる。また、当該契約で他のパートナーへの開示を明示的に禁止している場合には、この場合に該当しない。 ・ 加盟国の判例法を根拠として GDPR6 条 1 項(c)に依拠できるのは、管理者が服する関連する当該加盟国の判例法で説明される法律に基づく法的義務の遵守に必要な場合であって、判例法が明確かつ正確で、適用に予測可能性があり、公共の利益の目的を満たすものであり、またそれと比例的であるときである。
6.	10 月 4 日	欧州司法裁判所	・ スポーツ連盟が会員の個人データを当該連盟のスポンサーに対して対価を得てプロモーション活動の目的で開示することの適法性について、商業的利益が GDPR6 条 1 項(f)の正当な利益に該当する可能性を排除しないが、GDPR6 条 1 項(f)の正当な利益の要件を満たすには、処理が正当な利益の目的のために厳密に必要であり、かつ、関連するすべての状況において、会員の利益及び基本的権利が正当な利益に優先しない場合でなければならない。
7.	10 月 4 日	欧州司法裁判所	・ GDPR5 条 1 項(c)のデータ最小化の原則は、ソーシャルネットワークプラットフォーム等の管理者がデータ主体又は第三者から取得しプラットフォーム内外で収集したすべての個人データについて、時間の制限なしに、またデータの種類の区別なしにターゲティング広告の目的で集計、分析及び処理することを妨げるものである。 ・ GDPR9 条 2 項(e)は、一般公開されたパネルディスカッションの際に個人が自身の性的指向について発言した事実について、オンラインソーシャルプラットフォームの運営者が当該プラットフォーム外で取得した当該個人の性的指向に関するその他のデータを、その個人にパーソナライズされた広告を提供するために集計及び分析する目的で処理することを認めるものではない。

5　2025 年の展望

(1)　法令の適用開始に向けた対応

2024 年に発効した EU の法令のうち、データ法について本年 9 月 12 日から適用が開始されることとなっています。また、AI 法において許容できないハイリスクに該当するとして利用が禁止される AI システムに関する規制等は本年 2 月 2 日から適用開始となり、生成 AI を典型とする汎用目的 AI モデルに関する規制等も本年 8 月 2 日から適用開始になります。それらの各法の適用開始までに、自社の事業における対応の要否を検討した上で、対応すべき場合の具体的な対応事項の整理、そのための体制作りと実務的対応への落とし込みをしていく必要があります。したがって、規律の対象となる事業者は、このような対応を速やかに進めるとともに、また、当局の執行に関する動向についても併せて注視する必要があります。

(2)　越境移転に関する動向

欧州委員会は、EU 域内に所在するデータ輸出者が、GDPR の域外適用を受ける EU 域外のデータ輸入者に対して個人データを移転する場合に用いることができる Standard Contractual Clauses（標準契約条項、SCC）についての意見募集を開始する予定であることを公表しています。当初は 2024 年第 4 四半期に意見募集が実施されて 2025 年第 2 四半期に承認される予定であるとされいたものの、現時点で意見募集は開始されていませんが、2025 年に意見募集が実施される可能性があります。

(3)　2025 年の法令改正・立法

①　EU の AI 責任指令案（AI Liability Directive）に関する進展

契約外の民事責任に関するルールを AI に適用することを目的する AI 責任指令案は、2022 年 9 月に欧州委員会により提出され、2023 年 12 月には、欧州議会と EU 理事会との間で非公式に文言の合意が形成されていました[14]。他方で、新たな製造物責任指令においてソフトウェアが適用対象として明示されたことを踏まえ、AI 責任指令の必要性が議論されていました。2024 年 9 月 19 日に欧州議会調査局（European Parliamentary Research Service）が公表した AI 責任指令に関する補完的な影響評価では、AI 責任指令は引き続き必要であるとされているものの、適用範囲について大幅な変更を加えることが推奨されています。今後は、欧州議会[15]において、2025 年 5 月までに AI 責任指令に関する意見の採択が行われる見通しとなっており[16]、また、EU 理事会の議長国であるポーランドも、2025 年 1 月から 6 月までの任期中に、AI 責任指令に関する作業を進めることについての意欲を見せていることから[17]、2025 年には、同指令案についての進展が見られる可能性があります。

②　その他の法案

英国では、データ（利用及びアクセス）法案（Data (Use and Access) Bill）についての議論が 2025 年に議会で進められることになっており、2025 年に成立する可能性もあるものと思われます。

(4)　おわりに

2024 年にもデータ・AI 等に関連して法令改正・立法の動きがありましたが、2025 年には、近時の多岐にわたる法令改正・立法を踏まえてデータ法や AI 法などの重要な法令の適用が開始されていくことになりますので、既存の法令への対応はもちろんのこと、新たな法令の適用に向けた準備が求められる場面が増えていくものと思われます。最新の実務動向について把握する必要性がますます高まっていくと考えられますので、弊所としても引き続きこうした対応のサポートや情報発信を積極的に行って参りたいと考えております。

2025 年 1 月 30 日

---

[14] Deal to better protect consumers from damages caused by defective products | News | European Parliament

[15] 具体的には、域内市場・消費者保護委員会（The Internal Market and Consumer Protection Committee）

[16] 既に意見採択に向けた詳細なタイムテーブルが示されています（Highlights | Home | IMCO | Committees | European Parliament）。

[17] ポーランドが公表した議長国プログラム（Programme of the Presidency）において、「議長国は、AI 責任指令案に関する作業を継続する準備ができている。」とされています。

[執筆者]

森 大樹（弁護士 パートナー・慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
oki_mori@noandt.com
2001 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2002 年弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所。2007 年～2009 年内閣府・内閣官房・消費者庁にて勤務。訴訟・紛争解決業務に加えて、国内外の個人情報・プライバシー関係、消費者関連法（景品表示法、製品事故・リコール、PL 法、消費者契約法など）を中心として、企業法務全般に従事している。別冊 NBL No.162「日米欧　個人情報保護・データプロテクションの国際実務」（編集代表）など個人情報保護法・GDPR に関する著作も多数ある。

早川 健（弁護士 カウンセル）
takeshi_hayakawa@noandt.com
2006 年東京大学法学部卒業。2009 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010 年長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年 Duke University School of Law 卒業（LL.M.）。2017-2018 年ヤフー株式会社（現 LINE ヤフー株式会社）勤務。2018-2020 年個人情報保護委員会勤務。個人情報保護、危機管理・コンプライアンスの案件を中心にリーガルサービスを提供している。個人情報保護委員会事務局での在任中は、欧州、米国、アジアなど世界の個人データ保護法令の動向についての情報収集等を担当。

関口 朋宏（弁護士）
2014 年東京大学法学部卒業。2015 年弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所。2020 年～2021 年個人情報保護委員会勤務。2024 年 Harvard Law School 卒業（LL.M.）。2024 年～Gleiss Lutz 出向中。コーポレート／M&A・企業法務一般に関するアドバイスに従事するほか、個人情報委員会事務局に出向した経験も踏まえて、国内外のクライアントに対して、個人情報・データ保護法に関する法的助言を行っている。

灘本 宥也（弁護士）
hiroya_nadamoto@noandt.com
2021 年東京大学法学部卒業。2022 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。テクノロジー関連法務や個人情報・データプロテクション、M&A、コーポレートを中心として、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

[編集者]

鈴木 明美　　パートナー
akemi_suzuki@noandt.com

森 大樹　　パートナー
oki_mori@noandt.com

殿村 桂司　　パートナー
keiji_tonomura@noandt.com

長島･大野･常松 法律事務所　　www.noandt.com

〒100-7036　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　ＪＰタワー
Tel: 03-6889-7000（代表）　Fax: 03-6889-8000（代表）　Email: info@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。
（*提携事務所）